

<p style="text-align: center;">特許法</p> <p style="text-align: center;">(昭和三十四年四月三日法律二二二) 〔最終改正 令和五年六月二四日法律第五二号〕</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。</p> <p style="text-align: right;">特許法第一条</p>	<p style="text-align: center;">実用新案法</p> <p style="text-align: center;">(昭和三十四年四月三日法律二二三) 〔最終改正 令和五年六月二四日法律第五二号〕</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第二条 この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。</p> <p style="text-align: right;">実用新案法第一条</p>	<p style="text-align: center;">意匠法</p> <p style="text-align: center;">(昭和三十四年四月三日法律二二五) 〔最終改正 令和五年六月二四日法律第五二号〕</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義等) 第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を發揮した結果として表示されるもの）に限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第三項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起させるものをいう。</p> <p style="text-align: right;">意匠法第一条</p>	<p style="text-align: center;">商標法</p> <p style="text-align: center;">(昭和三十四年四月三日法律二二七) 〔最終改正 令和五年六月二四日法律第五二号〕</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。</p> <p>(定義等) 第二条 この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるものうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他法令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">商標法第一条</p>
--	--	--	--